

## 6 遺族年金制度

### 1 現在の遺族年金制度の仕組み

遺族年金制度は、

- ① 被保険者が現役期に死亡した時に、その者によって生計を維持されていた配偶者や子等に対する給付、
- ② 受給権者が死亡した時に、その者によって生計を維持されていた配偶者等に対する給付

の2つの性格をもった給付である。(資料V-6-1:現在の遺族年金制度の仕組み)

#### (1) 若齢の遺族配偶者(妻)に対する遺族年金

- ① 厚生年金に加入していた現役期の夫の死亡時に妻に18歳未満の子(あるいは障害をもつ20歳未満の子)がある場合(資料V-6-2:若齢の遺族配偶者(妻)の遺族年金(1))

◇夫の死亡時から子が18歳に到達するまで(あるいは障害をもつ子が20歳に到達するまで)は、遺族基礎年金(子の加算を含む。)及び遺族厚生年金が支給される。

◇子が18歳に到達した後、妻が40歳以上となり65歳に到達するまでは、中高齢寡婦加算を含む遺族厚生年金が支給される。

◇妻が65歳以降は、老齢基礎年金及び遺族厚生年金が支給される。

- ② 厚生年金に加入していた現役期の夫の死亡時に妻に18歳未満の子(あるいは障害をもつ20歳未満の子)がない場合(資料V-6-3:若齢の遺族配偶者(妻)の遺族年金(2))

#### ○夫死亡時に妻が35歳未満の場合

◇夫の死亡時から妻が65歳に到達するまでは、遺族厚生年金が支給される。

◇妻が65歳以降は、老齢基礎年金及び遺族厚生年金が支給される。

#### ○夫死亡時に妻が35歳以上の場合

◇夫の死亡時から妻が40歳に到達するまでは、遺族厚生年金が支給される。

◇妻が40歳以上となり65歳に到達するまでは、中高齢寡婦加算を含む遺族厚生年金が支給される。

◇妻が65歳以降は、老齢基礎年金及び遺族厚生年金が支給される。

資料 V-6-1 現在の遺族年金制度の仕組み

		遺族		遺族基礎年金		遺族厚生年金(注1)			
子のいる場合 (注2)		妻		子が18歳に達するまで支給される		夫の報酬比例の年金額の3/4が支給される(注3・注4)			
若齢の遺族配偶者の場合	夫	配偶者死亡時の年齢 が55歳以上の場合は	支給されない	60歳以降妻の報酬比例の年金額の3/4が支給される(60歳までは支給停止、子が遺族厚生年金の受給権を有する場合は夫の遺族厚生年金は支給停止される)					
	夫	配偶者死亡時の年齢 が55歳未満の場合は	支給されない	支給されない(この場合、18歳未満の子に対しては妻の報酬比例の年金額の3/4が支給される)					
子のいない場合	妻	配偶者死亡時の年齢 が35歳以上の場合は	支給されない	夫の報酬比例の年金額の3/4が支給される					
	夫	配偶者死亡時の年齢 が55歳以上の場合は	支給されない	夫の報酬比例の年金額の3/4に加えて40歳以降65歳未満の間は中高齢算加算(40歳まで)が支給される(注4)					
高齢の遺族配偶者の場合	妻	配偶者死亡時の年齢 が55歳未満の場合は	支給されない	60歳以降妻の報酬比例の年金額の3/4が支給される(60歳までは支給停止)					
	夫	配偶者死亡時の年齢 が55歳未満の場合は	支給されない	支給されない					

(注1) 現役期に夫が死亡した時の妻や子に対する給付については、夫の被保険者期間が25年未満である場合、遺族厚生年金の金額は25年で計算される。

(注2) 「子」とは、18歳未満又は障害状態で20歳未満の子をいう。

(注3) 夫の死亡当時妻が35歳未満であっても、子どもが18歳に達した時点で妻が35歳以上である場合は、40歳以降65歳未満の間中高齢算加算が加算される。

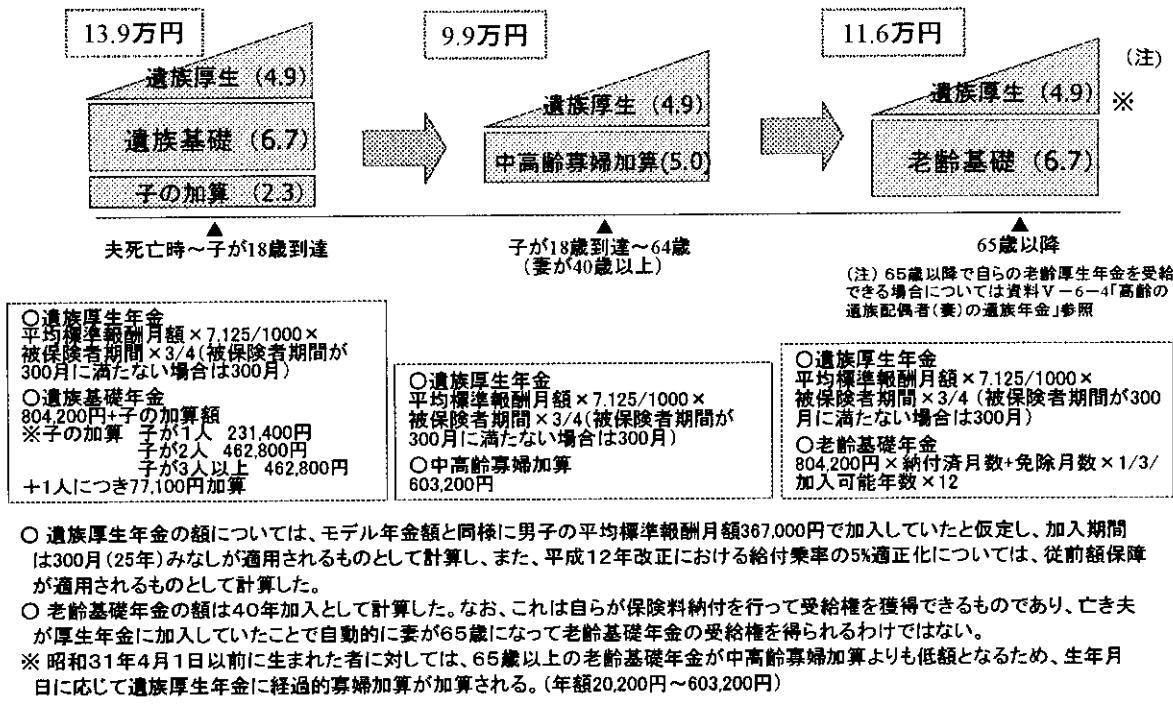
(注4) 遺族厚生年金を受けていたり、自分の老齢基礎年金を受給することができるようにになったときに、昭和31年4月1日以前に生まれた者に対しては、中高齢算加算と老齢基礎年金の差に相当するものとして、経過的算加算が加算される。

(注5) この表で整理したケース以外に、夫の年齢、妻の年齢、子の年齢によって様々なケース(年金受給者たがいが18歳未満の子がいる、年金受給者である夫は死亡したが自らはまだ年金受給年齢とではないなど)が生じ得るが、ここでは省略している。

(注6) 遺族厚生年金は、この表で整理した以外にも、子、父母、孫、祖父母が支給対象となるが、ここでは省略している。

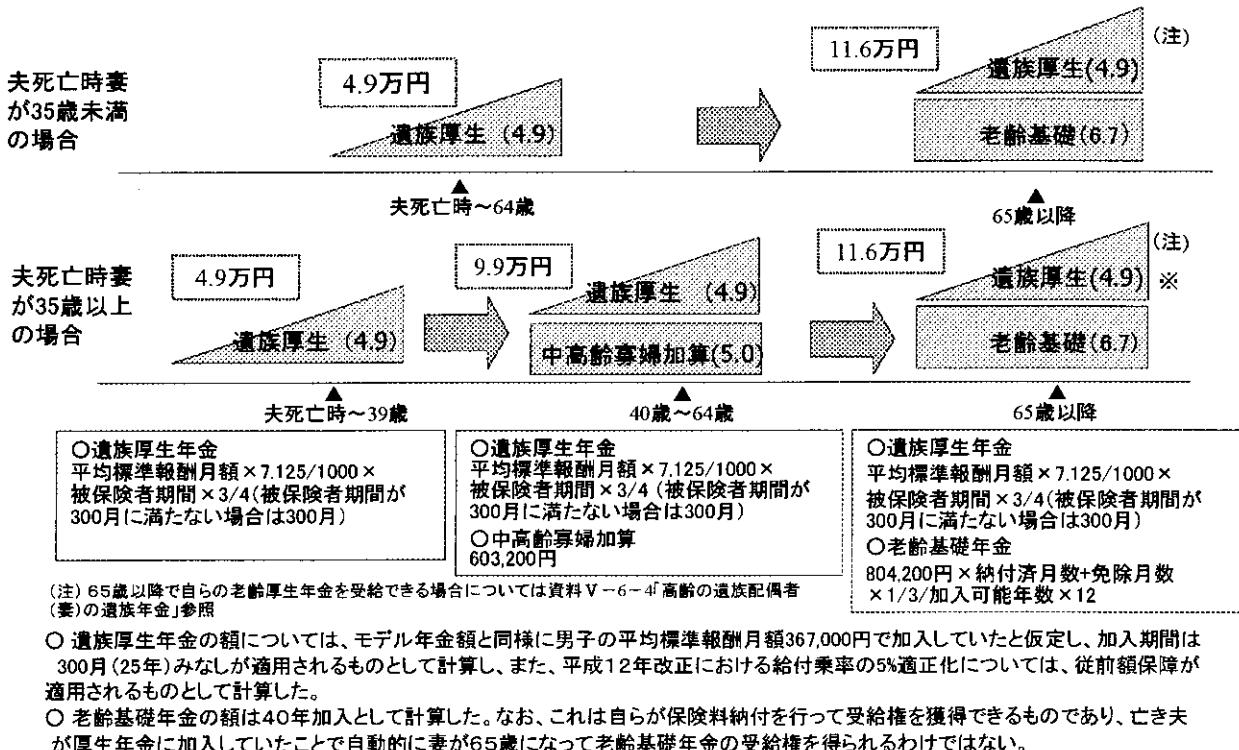
## 資料 V-6-2 若齢の遺族配偶者（妻）の遺族年金（1）

## ○厚生年金に加入していた夫死亡時に妻に18歳未満の子がある場合



## 資料 V-6-3 若齢の遺族配偶者（妻）の遺族年金（2）

## ○厚生年金に加入していた夫死亡時に妻に18歳未満の子がない場合



## (2) 高齢の遺族配偶者（妻）に対する遺族年金

高齢（本人の老齢年金の受給権が発生後）の遺族配偶者（妻）は、自らの老齢基礎年金を受給するとともに、報酬比例年金については、自らの老齢厚生年金と夫の死亡により生じた遺族厚生年金の両方の受給権を持つことになることから、併給調整が行われる。（資料V－6－4：高齢の遺族配偶者（妻）の遺族年金）

併給調整の方法は、以下の3つの方法の中から遺族配偶者（妻）が選択することとなる。

- ① 遺族厚生年金のみを受給（＝夫の老齢厚生年金の3/4）
- ② 自らの老齢厚生年金のみを受給
- ③ 遺族厚生年金の2/3と自らの老齢厚生年金の1/2を受給（＝夫と自分の老齢厚生年金の合計額の1/2）

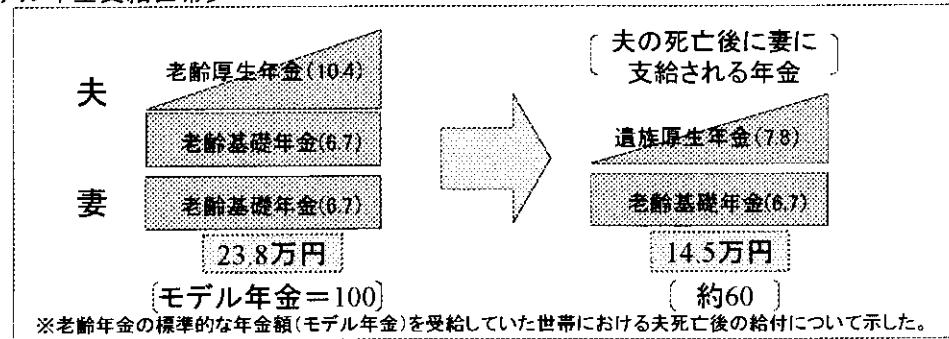
## (3) 片働き世帯と共に働き世帯の間での高齢期の遺族年金の不均衡

夫婦世帯で賃金の合計額が同じ場合、片働き世帯と共に働き世帯の間で、老齢年金では原則的に給付と負担の関係が同一となるが、遺族年金については同一とならない場合がある。（資料V－6－5：片働き世帯と共に働き世帯の間での高齢期の遺族年金の不均衡）

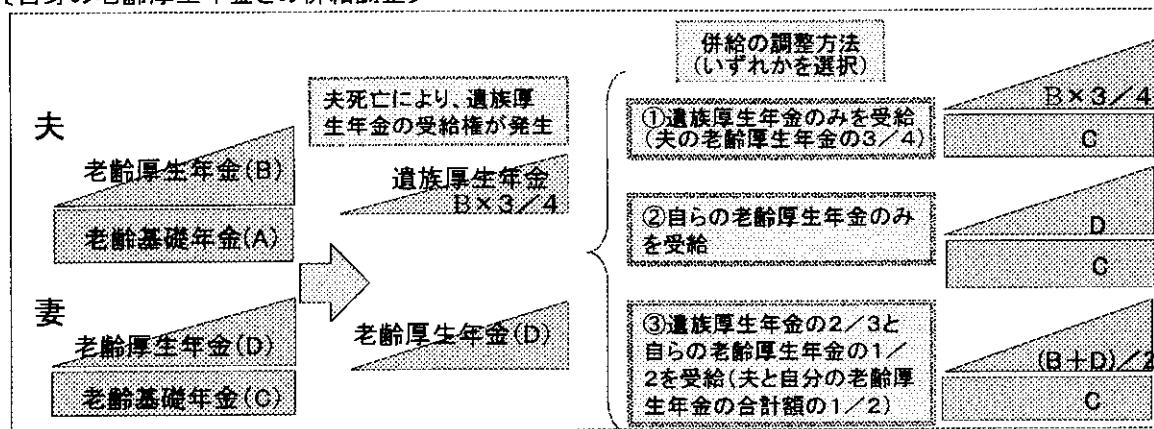
例えば、世帯全体での賃金の合計額が36万円であり、共働き世帯の場合、夫と妻がそれぞれ22万円、14万円の賃金を有するとした場合、片働き世帯と共に働き世帯で保険料は同一であり（労使合わせて6.2万円）、老齢年金額も同一である（老齢基礎年金も含め、世帯全体で24万円）。しかしながら、夫が死亡した場合の遺族年金について見ると、片働き世帯では、妻の老齢基礎年金に加えて、遺族厚生年金（＝夫の老齢厚生年金の3/4）を受給することになり、合計15万円の年金を受給することとなる。これに対して、共働き世帯では、妻の老齢基礎年金に加えて、遺族厚生年金の2/3と自らの老齢厚生年金の1/2（＝夫と自分の老齢厚生年金の合計額の1/2）を受給することにより、合計12万円の年金を受給することになり、片働き世帯と共に働き世帯の間で、現役時代の世帯全体での賃金の合計額が同一であるにもかかわらず、高齢期の遺族年金は同一とならないこととなる。

## 資料 V-6-4 高齢の遺族配偶者（妻）の遺族年金

## 〔モデル年金受給世帯〕



## 〔自身の老齢厚生年金との併給調整〕



## 資料 V-6-5 片働き世帯と共働き世帯の間での高齢期の遺族年金の不均衡

(単位:万円)

A <sub>1</sub> (報酬36)	B <sub>1</sub> (報酬 0)
保険料 6.2	6.2
年 金 17.5	24.2
10.8	6.7
6.7	6.7

A<sub>1</sub>が亡くなった後のB<sub>1</sub>の給付

14.8
8.1
6.7

(老齢基礎年金 + A<sub>1</sub>の厚生年金の $3/4$ )

C <sub>1</sub> (報酬22)	D <sub>1</sub> (報酬 14)
保険料 3.8	6.2
年 金 13.3	24.2
6.6	6.7
6.7	6.7

C<sub>1</sub>が亡くなった後のD<sub>1</sub>の給付

12.1
5.4
6.7

(老齢基礎年金 + C<sub>1</sub>、D<sub>1</sub>の厚生年金の $1/2$ の合計額)

(注) 保険料は、事業主負担を含む数字である。また、年金額は加入期間40年として計算している。

夫婦世帯で報酬額が同じ場合、片働き世帯と共働き世帯で老齢年金では給付と負担の関係が同一であるが、遺族年金については同一とはならない。

#### (4) 現行の遺族年金の生計維持関係認定基準

遺族年金の受給権は、被保険者等が死亡した当時、被保険者によって生計を維持されていた遺族に対して発生する。「生計を維持されていた遺族」とは、死亡した被保険者と生計を同じくし、恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上にならないと認められること、という2つの要件を満たす遺族をいう。

昭和60年改正以前は、国民年金、厚生年金には生計維持認定要件はなく、共済年金において、配偶者について、組合員の死亡時の給与の額を超える収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者等を遺族年金の受給権者とした。

昭和60年改正では、各年金制度に共通の生計維持認定要件を設定することとし、具体的には、厚生大臣の定める金額（600万円）以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者等を遺族年金の受給権者とした。

平成6年改正では、厚生大臣の定める金額を850万円以上に改定した。

遺族年金の生計維持認定要件は、法律上、権利発生要件であることから、社会通念上著しく高額の収入を有している者以外は生計が維持されていたものと考えて、遺族年金の支給対象とする考え方がとってきたものであり、所得分位の上位10%に当たる者の推計年収をもって基準を設定してきている。

## 2 諸外国における遺族年金の取扱い

遺族年金制度について、諸外国（アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン）の制度を見ると、以下の点が指摘できる。（資料V-6-6：諸外国における遺族年金の取扱い）

#### (1) 子が成長するまでの間の若齢の遺族配偶者に対する遺族年金

子が成長するまでの間の若齢の遺族配偶者に対する遺族年金は、家族給付制度によって対応するフランスを除いて、いずれの国にも存在する。

#### (2) 子を養育しない若齢の遺族配偶者に対する遺族年金

子を養育しない若齢の遺族配偶者に対する遺族年金については、存在しないか、あっても有期の給付か、子を養育する場合より低額の給付となっている。

#### (3) 高齢の遺族配偶者に対する遺族年金

高齢の遺族配偶者に対する遺族年金も、スウェーデンを除き、いずれの国にも存在する。この場合、自らの老齢年金の受給権を有する場合は、ドイツを除き、

自らの老齢年金を受給した上で遺族年金について一定の調整が行われている。

(4) 受給資格における男女差

受給資格における男女差は、ないか又は撤廃の方向である。

資料 V-6-6 諸外国における遺族年金の取扱い

国名	子が成長するまでの間の若齢の遺族配偶者の場合	子を養育しない若齢の遺族配偶者の場合	高齢の遺族配偶者の場合
アメリカ	<p>◎養育者年金 — 16歳未満又は障害を有する子を養育し、再婚していない配偶者に対し、被保険者の年金額の75%を支給（上記の子がある場合、妻に年齢要件は無い）</p> <p>※同額が遺児年金として子に対してても給付受給者が65歳未満で、年間10,080ドル[1,148,210円]を超える他の収入がある場合、超過額の半分を給付額から減額。</p> <p>・家族の受給額の総額が被保険者の老齢年金の175%程度を超えた場合には減額される。</p> <p>・配偶者自身の老齢年金、障害年金を受給している場合には、その額だけ養育者年金は減額</p> <p>・10年以上の婚姻期間がある場合は、離婚した元配偶者に対しても養育者年金が給付。</p>	<p>◎寡婦(夫)年金 — 60歳以上又は障害を有する50歳以上の再婚していない配偶者に対し、被保険者の年金額の100%を支給（子の有無は問わない）</p> <p>・寡婦(夫)年金の受給権を得た後に再婚しても給付。</p> <p>・所得制限、配偶者自身の老齢年金、障害年金との調整、家族の上限による減額、10年以上の婚姻期間がある場合の離婚時の取扱いについては、養育者年金と同様。</p>	<p>◎寡婦(夫)年金 — 60歳以上又は障害を有する50歳以上の再婚していない配偶者に対し、被保険者の年金額の100%を支給（子の有無は問わない）</p> <p>・所得制限、配偶者自身の老齢年金、障害年金との調整、家族の上限による減額、10年以上の婚姻期間がある場合の離婚時の取扱いについては、養育者年金と同様。</p>
イギリス	<p>◎養育者手当 — 児童手当受給対象となる児童(16歳未満又は16~18歳の学生)を養育している者、又は、亡くなつた被保険者の子を妊娠している者に対して、養育者手当として週72.50ポンド[13,360円](55歳未満の場合、55歳を1年下回るごとに7%減額)の基礎年金が支給</p> <p>2002年からは半額)が支給</p> <p>※子一人につき11.35ポンド[2,090円]の加算</p> <p>・所得制限はない。</p> <p>・子が児童手当対象年齢でなくなつた時点で支給が停止。</p> <p>・亡くなつた被保険者と離婚していた場合、再婚している場合には支給されない。</p>	<p>◎遺族手当 — 被保険者が死亡した時点で45歳以上60歳未満である配偶者に対して、1年間、遺族手当として週72.50ポンド[13,360円](55歳未満の場合、55歳を1年下回るごとに7%減額)の基礎年金が支給</p> <p>◎遺族一時金 — 死亡した被保険者も配偶者も老齢年金の受給年齢に達していない場合、配偶者に対して、遺族一時金として、2,000ポンド[368,660円]が支給</p> <p>・いずれも所得制限はない。</p>	<p>◎60歳に達した時点で、亡くなつた夫の保険料納付に基づく配偶者年金(基礎年金と死亡者の付加年金額(報酬比例、2002年からは半額))を受給できる。</p> <p>・自らの保険料納付に基づく老齢年金を受給できる場合には、基礎年金の満額、附加年金の最高限度額までは合計額を受給可能。</p> <p>※ 2010年からは、夫も亡くなつた妻の保険料納付に基づく配偶者年金を受給できるようになる予定。</p>

<p>◎大寡婦(夫)年金 — 18歳以下の寡婦(夫)の子、被保険者の子を養育する場合は、再婚していない寡婦(夫)に、年金種別計 初3ヶ月のみ1.0)の年金を支給</p> <p>数0.6(当初3ヶ月のみ1.0)の年金を支給</p> <p>・月額1,282.51マルク[79,580円](子1人に対し272.05マルク[16,880円]を加算)以上の所得がある場合には、この額を超える所得の40%に相当する額が年金から減額。</p> <p>・生前に離婚した配偶者が死亡した場合、配偶者自身が保険料納付要件を満たし、再婚していないときは、養育年金が支給(自らの保険料納付に対応する給付として)。</p>	<p>◎小寡婦(夫)年金 — 45歳未満の再婚していない寡婦(夫)に、年金種別計数0.25(当初3ヶ月のみ1.0)の年金を支給</p> <p>・所得制限は大寡婦(夫)年金と同様。</p> <p>・就労不能又は稼得不能の場合、45歳に到達した場合は、大寡婦(夫)年金が支給(自らの保険料納付に基づく老齢年金とは併給。)</p>	<p>◎大寡婦(夫)年金 — 45歳に達した再婚していない寡婦(夫)に、年金種別計数0.6(当初3ヶ月のみ1.0)の年金を支給</p> <p>・所得制限、離婚時の取扱いは子がある配偶者と同様。</p>
<p>◎寡婦(夫)手当 — 亡くなつた被保険者の再婚していない55歳未満の配偶者に、3年間定額の給付(1年目は月3,744フラン[69,260円]、2年目は月2,065フラン[38,200円]、3年目は月1,573フラン[29,100円])を支給</p> <p>・所得が四半期で11,790フラン[218,120円]未満の場合に支給。</p> <p>・受給者が50歳以上の場合には、55歳まで3年目と同額の給付を支給</p> <p>・55歳未満のため、自身の退職年金との併給問題は生じない。</p> <p>◎子(原則として16歳未満)を扶養する遺族配偶者については、別に家族給付制度からの手当の支給がある。(財源は、事業主・自営業者が報酬、所得に応じて負担する保険料を基本として賄われる。)</p>		

<p>◎基礎年金</p> <p>①生活転換年金 死亡者と5年以上婚姻、同居していたに65歳未満の配偶者に、6か月間、死亡者の年金の90%（居住期間により減額）を支給。</p> <p>②延長された生活転換年金 ①の支給期限後、子が12歳になるまで、①と同額の年金を支給</p> <p>③特別遺族年金 ①の支給期限後、自分の仕事の収入だけでは生活していくないと認定された場合に、65歳まで、①の1/4～3/4の年金が支給。</p> <p>※他に、経過的な寡婦年金（終身年金で自身の老齢年金と併給可能）、及び、遺児に支給される児童年金（片親死亡の場合死者の年金の25%。18歳まで（学生の場合は20歳まで）支給。）がある。</p>	<p>◎報酬比例年金</p> <p>死亡者が年金受給者であったか、3年以上被保険者であった場合、65歳未満の配偶者に対して、基礎年金と同様の要件で、</p> <p>①生活転換年金（死亡者の年金の40%）</p> <p>②延長された生活転換年金（①と同額）</p> <p>③特別遺族年金（①の1/4～3/4の額）</p> <p>が支給。</p> <p>※他に、経過的な寡婦年金（終身年金で自身の老齢年金と併給可能）、及び、遺児に支給される年金（死亡者の年金の30%、子どもが1人増えるごとに20%追加（上限100%）。支給年齢は基礎年金と同じ。）がある。</p>
--	--

### 3 遺族年金制度のあり方

遺族年金制度については、これを基本的に維持することとしつつ、見直しを検討

遺族年金制度については、将来的には、年金制度において個人単位化を貫きこれを廃止する、又は希望する者だけが加入する別建ての制度とすべきであるという意見がある一方、

- ① 子が成長するまでの間の若齢の遺族配偶者に対する保障については、ほとんどの国の年金制度において行われており、また、配偶者の死亡後に、就労しつつ子を養育するとしても、なお所得保障の必要性は高い、
- ② 子を養育しない若齢の遺族配偶者に対する保障については、諸外国の制度においては、給付がないか有期の給付としているものもみられることから、その就労を支援しつつ、見直しを行うことが必要なのではないか、
- ③ 高齢の遺族配偶者に対する保障については、ほとんどの国の年金制度において、高齢期には死亡した配偶者の保険料納付に基づく給付が行われており、また、高齢期の所得保障として亡き配偶者の保険料納付に基づく給付の必要性は高い、

といった意見がある。これらを踏まえ、遺族年金制度については、これを基本的に維持することとしつつ、次に掲げる論点等について、見直しに向けて綿密に議論していくことが必要である。

なお、遺族年金の見直しに当たっては、今後、遺族年金の受給者が増加していくと考えられることから、年金財政への影響も踏まえて、慎重な検討を行うことが必要である。

### 4 遺族年金制度に係る論点

#### (1) 支給要件における男女差

男女差を見直していく方向で考えることが適當

遺族年金の支給要件における男女の取扱いの違いは、ほとんどの国で存在しておらず、我が国においても男女差を見直していく方向で考えることが適當である。この場合、現実には、賃金水準、年金受給額等について男女差が見られ、例えば母子家庭と父子家庭において、多くの場合、年金による所得保障の必要性の度合いが異なると考えられること等を踏まえれば、中高齢寡婦加算等の給付設計や生計維持認定要件のあり方に係る検討と併せ、支給要件における男女差を見直していく方向で、今後、検討を続けることが必要である。

## (2) 高齢の遺族配偶者に対する遺族年金と老齢年金の併給

### ① 共働き世帯と片働き世帯との間の給付と負担の均衡の観点

高齢の遺族配偶者について、共働き世帯と片働き世帯との間の給付と負担の均衡をとろうとする場合、遺族厚生年金の水準（現在は老齢厚生年金の3/4）と、遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給を選択する場合の水準（現在は両者の老齢厚生年金のそれぞれ1/2）と同じ割合に揃える方向で検討を続けていくことが必要となる。

この場合、

- (i) 遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給を選択する場合の水準を3/4に引き上げて両者の割合を合わせた場合、ともに長期間にわたり高賃金を得ていた夫婦に対して過剰な給付とならないかどうか。また、今後厳しくなることが想定される年金財政から見て、給付水準の引き上げは可能かどうか、
- (ii) 遺族厚生年金の水準を現在の3/4から引き下げて両者の割合を合わせた場合、片働き世帯に係る遺族厚生年金の給付水準や、併給問題とは関係のない若齢の遺族配偶者に対する遺族厚生年金の給付水準を引き下げる事となるが、社会保障制度としての年金制度のあり方として適当かどうか、
- (iii) 遺族である高齢単身者の生活費用は、高齢者夫婦の生活費用の半分を超える水準となることから、1/2よりは大きく、過剰給付となるおそれのある3/4よりは低い水準で考えるべきではないか（例えば3/5）、  
といった観点も併せて検討していくことが必要となる。

### ② 自ら働いて保険料を納付したことが、できる限り給付額に反映されるようにするという観点

また、これと併せて、自ら働いて保険料を納付したことが、できる限り給付額に反映されるようにするとの考え方から、自らの保険料納付に基づく老齢年金の支給を基本とし、遺族年金額を調整する仕組みとなるよう検討することが、一つの方向ではないかと考えられる。

### ③ 若齢遺族配偶者に対する遺族厚生年金の水準について

前述の議論において、高齢の遺族配偶者に対する遺族厚生年金の水準を引き下げた場合にも、現在は同じく3/4としている若齢遺族配偶者に対する遺族厚生年

金の水準について、現行を維持してはどうかという意見があった。これについては、

- (i) 若齢遺族配偶者から高齢遺族配偶者に切り替わる際に、遺族厚生年金の水準が下がることについてどう考えるか、
- (ii) 若齢遺族配偶者及び高齢遺族配偶者に対する遺族厚生年金については、現在  $3/4$  という点では同じであるが、他方でそれぞれに適用される賃金及び加入期間が異なるので、必ずしも年金の水準が同じにはならない、といった様々な制度的論点を含めて検討する必要がある。

### (3) 離婚時の年金分割と遺族年金の関係

#### 両制度の間の整合性の観点からの考慮が必要

遺族年金制度のあり方を考える場合に、前述した離婚時の年金分割の仕組みが講じられるのであれば、両制度の間の整合性の観点からの考慮が必要となる。

この場合、高齢期の離婚により、現役期の生活を共にした元の妻は遺族年金の支給対象とならず、高齢期になってから妻となった者が遺族年金の対象となることを疑問視する見方があるが、仮に離婚時に年金権そのものが元の妻に分割されることとなれば、元の妻が遺族年金給付を受けられないという問題は、実質的には解消されることとなる。また、死亡者の年金によって、その生前に生計を維持されていた者の生活保障を行うという遺族年金の趣旨から、高齢期になってから妻となった者が遺族年金の対象となることには変わりはないが、元の妻に分割された部分を除いた遺族年金が支給されるという整理ができると考えられる。

## 7 6つの課題についての議論のまとめ

### 改革に向けた期待、標準的な年金（モデル年金）の考え方

以上、女性と年金をめぐる問題について、具体的な制度設計上の6つの課題について見てきたが、議論を大きな視野で整理するとすれば、「女性自身の貢献がみのる年金制度」という方向を目指し、まず、女性の一定の厚生年金加入期間を前提とした、いわゆる「共働きモデル」を想定していくことが適当である。

この「共働きモデル」を念頭に置きつつ、前述した「個人の選択に中立的」、「支え手を増やす」、「女性に対する保障の充実」の基本的な視点に沿って、これまで議論してきた6つの課題について、国民各界各層の間で幅広く議論が行われ、改革に向けて、整合性をもった形で合意が得られ、次期年金制度改革で改善措置が講じられることを期待する。

### 短時間労働者等に対する厚生年金の適用

就業形態の多様化が進展する中で、多くの女性が多様な形態での就労を通じて自らの年金保障の充実を図ることができるようになるとともに、年金制度の支え手を増やすという観点から、短時間労働者に対する厚生年金の適用については、拡大を図る方向で、様々な論点について検討していくべきである。

### 第3号被保険者制度

第3号被保険者制度については、個人単位と世帯単位、応能負担と応益負担、公平性の確保という社会保障制度としての我が国年金制度の基本に関わる大きな問題である。男女共同参画社会の形成に向けた様々な取組みが進められている中で、この問題についても、必要な改革が行われることを強く望む。そのためには、国民各界各層の間で、この報告書における議論の整理と問題提起をスタートラインとして幅広い議論が繰り広げられ、この問題についての国民的な合意が形成され、適切な結論が見出されることを求めたい。

### 育児期間等に係る配慮措置

育児期間等に係る配慮措置については、女性が多様な就労を通じて自らの年金保障の充実を図るという方向性の中で、年金制度としてどのような配慮を行うことが適當かどうかという点について検討すべきである。

### 離婚時の年金分割

夫婦二人の老後生活を支える年金が離婚してもなおそれぞれの生活を支えるものとなるよう、離婚時の年金分割が可能となるような仕組みを講じる方向で、実施可能な方途、その時期等、専門的、技術的な多くの論点について十分な検討を重ねるべきである。

### 遺族年金制度

同様の観点から、遺族年金制度については、これを基本的に維持しつつ、共働き世帯と片働き世帯との間の均衡を図る、自ら働いて保険料を納付したことができる限り給付に反映する仕組みにする等の観点から、見直しに向けて綿密に議論していくことが必要である。